

戸籍法の早期改正を求める意見書

現在、個人情報保護に関する法整備の進展により、行政機関等においても、より適切な個人情報の保護を図ることが喫緊の課題となっている。特に、平成 17 年 4 月から個人情報の保護に関する法律が全面施行された中において、戸籍の公開制度を悪用し、他人の戸籍謄抄本を不正取得・不正利用する事件が相次いでおり、戸籍法に対する国民の不満や不安が高まっている。

このような現状を背景に、戸籍法の見直しを検討してきた法制審議会戸籍法部会は、昨年 12 月、戸籍法の見直しに関する要綱案をまとめた。要綱案においては、戸籍謄抄本の交付請求の際に本人確認を行うものとし、第三者による請求については、「正当な理由がある場合」に限るとするものである。また、弁護士等の資格者による請求についても、具体的事由及び依頼者の氏名の明示を原則とするなど、要綱案は、これまで原則公開であった戸籍について原則非公開へと変えるものである。

戸籍は個人の身分事項、家族関係などの情報が記載されているにもかかわらず、公証のために原則公開とされてきたが、不正請求・不正利用を防止し、プライバシーを保護する観点から、早急に戸籍の公開制度を見直すとともに、不正請求・不正利用に対する罰則を強化すべきである。

よって、国会及び政府においては、早期に戸籍法改正を実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 19 年（2007 年）3 月 7 日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣

（提出者）全議員